

7 審査結果の意見・講評

審査結果の概要は、「第4 審査の結果」に記載したとおりである。

会計処理については、関係法令等に従い、適正に処理されているものと認めた。

決算書及び決算附属書類に記載された業務実績、予算の執行状況、経営成績（損益計算書）財政状態（貸借対照表）等についても、記載事項の一部に誤記等の不備が若干見受けられたものの、適正に作成されているものと認めた。

決算審査に当たっては、地方公営企業法に規定される「経済性の発揮と公共の福祉増進」という経営の原則に従って運営されているかどうかについて、特に意を用いて審査を行った。また、本市公営企業の経営に関し、これまでも様々な側面から意見を述べてきたところであるが、それらを踏まえ、平成22年度の水道事業決算審査の結果について、次のとおり意見・講評を行うものである。

(1) 決算主要数値からみた意見・講評

平成22年度は、前年度と比較し、事業収益（総収益）は増加する一方で、事業費用（総費用）は減少し、純利益は前年度より増加した。

この主な要因については、すでに「1 決算の概況」以下において述べたとおりであるが、事業収益の増加については、平成20年度の料金改定に伴う緩和措置が21年度に終了したことによる影響や下水道事務受託の受託料に係る算定方法の見直しによる増加などが挙げられる。また、事業費用の減少については、退職者の増加により退職給与金は増加したものの、修繕料や業務委託料の減少、改良工事量の減少に伴い資産減耗費が減少したことなどが挙げられる。

この結果、純利益は、前年度より約5,200万円（8.0%）増の約7億700万円となり、過去10年間において最大の黒字額（約8億2,000万円）を計上した平成19年度に次ぐ黒字決算となっている。

ア 給水収益（水道料金収入）について

水道事業の根幹をなす料金収入は、前年度より約2,400万円（0.5%）の微増となっている。ただし、料金改定の緩和措置が前年度をもって終了したことによる増加分や福岡県南水道企業団への応援給水の減少による影響額（約900万円）を相殺すると、本来の料金収入のベースとなる部分についてはほぼ横ばいとなっている。

水道水の使用量は、近年、節水意識の浸透及び節水機器の普及、さらには経済状況の低迷などにより減少傾向にあったが、本年度は一般需要家に対する有収水量（料金収入となった水道使用量）は若干ながら微増と、ひとまず下げ止まった結果となっている。しかしながら、新たな節水型製品の投入や大口需要家の地下水利用の拡大、経済状況見通しの不透明さに加え、人口動向が減少傾向を示していることも含め、水道

事業を取り巻く環境に大きな変化はなく、今後の水需要の推移に充分注意することが必要であると考えられる。

イ 企業債及び資本剰余金について

前年度、西部配水場整備事業及び田主丸地区送水管整備事業のための約 13 億 500 万円の借入れがあった企業債については、本年度は借入れが行われていない。当初予定されていた借入れが行われなかったのは、田主丸地区送水管整備にかかる本年度分の工事が繰越となったこと、また、第 8 次整備事業を自己資金対応としたためである。これにより、企業債の本年度末の未償還残高は約 86 億 9,400 万円と、前年度より 10 億 9,100 万円ほど減少している。

水道事業における企業債残高は、浄水場改築事業実施などによる昭和 63 年度の 166 億 3,300 万円あまりを最高に、その後は借入れの抑制が図られ、残高は減少してきている。給水収益に対する企業債残高の割合は、他の事業体との比較においても、おおむね良好な水準にあるとみられる。

水道事業は、水道料金収入によって経常的経費と投資的経費のすべてをまかなうことが原則であるので、今後、施設の更新や耐震化などの資金需要の増大が見込まれるなか、さらに財務体質の強化に努められたい。

なお、資本剰余金については、田主丸地区送水管整備事業が、本年度から国庫補助事業制度の対象外となったことや、一般会計出資金の中で、経済対策に伴う国の交付金を原資としたものが本年度なくなったことなどにより、前年度に比べ、8 億 4,900 万円、減少率 73.8%と大幅な減少となった。

ウ 経年配水管の更新事業について

布設時期が古い水道管は、漏水や内面のさびによる通水能力の低下、赤水発生の原因となるため、平成 3 年度から計画的に更新事業が実施されてきている。計画策定時に更新対象とされた配水管に、合併によって更新対象となったものを含めた経年配水管の総延長 235.5km に対し、平成 21 年度までに 213.8km の更新が終了し、残延長 21.7km については、本年度から 25 年度にかけて、第 8 次整備事業（総事業費 11 億円）として経年管更新に取り組まれている。このうち、本年度は、5.6km（事業費約 2 億 6,200 万円）の工事が終了し、全体の進捗率は 93.2%となった。今回の第 8 次整備事業の対象となっている配水管は、交通量の多さや、周辺の需要家との調整など、事業実施に際しての困難も予想されるが、利用者へ良質の水を安定的に供給するという信頼性向上のためにも、より計画的・積極的な推進が期待される。

エ 純利益について

本年度は、料金収入などが増加したことにより、前年度に比べ事業収益が約 3,100 万円増加する一方、経費節減により事業費用が約 2,100 万円減少し、前述したように、前年度に比べ、約 5,200 万円増の約 7 億 700 万円に上る純利益をもたらした。

本年度、新しい久留米市水道事業中期経営計画（平成22年度から26年度まで）が策定されている。この中の5年間の財政計画を見てみると、本年度の純利益の見込みは3億5,500万円とされていたのに対し、決算では、計画の倍にあたる純利益が生じた。策定した計画の一年目にあたる本年度において、すでに大きな乖離がみられるが、これは、中期経営計画が予算ベースで作成されているからであり、決算見込ベースでの予測との比較では大幅な見込み違いとまではいえない。企業経営においては、決算ベースでの見通しを念頭に置きながら事業実施を行うのが基本であり、今後も、経営計画を決算の状況を踏まえて検証し、見直しを図りながら、事業の遂行に活かされたい。

経営改善の取組について、以前から業務の見直しや外部委託化を積極的に進めてきたことにより、水道職員数は平成元年度の140人から平成22年度末には95人と大きく減少している。さらに、平成24年度からは、料金窓口業務等の包括的な外部委託化も予定されており、サービスの向上と経費削減のための取組が進められている。一方で、経年管の更新や施設の耐震化対策など、水を供給する上で重要な施設の更新費用の増加と、さらには平成25年度に予定されている大山ダムからの受水開始に伴う負担という、新たに発生する費用の増加も避けられないことから、将来にわたる安定的な経営を維持するため、現在の料金水準を維持するとしている。水道事業者に最も期待されるものは、良質な水の安定的な供給をできるだけ安価で行うことである。今後の水需要は伸び悩むとの予測の一方で、大山ダムからの受水開始により給水能力はさらに強化されることになるが、そのために発生する費用について十分な検討を行い、少しでも水道料金の値下げができないかという視点を常に併せ持って、需要家への一層の利益還元を主眼とする水道事業経営に取り組まされたい。

オ その他経営指標について

経営指標については、「6 経営指標について」に記載したとおりであり、23指標のうち、本年度の指標を前年度と比較して、良好となったものが9指標、好ましくない方向へ動いたものが11指標、変動がなかったものが3指標となっている。

良好となった「(4) 利益率・収益性について示す指標」4指標のうち、「営業収支比率」は、営業収益が増加する一方、営業費用が減少したために好転し、その他の3指標についても前年度に引き続き良好な値を示している。

一方、「(2) 短期的支払能力について示す指標」については、前年度に引き続き3指標すべてが好ましくない方向へ動いた。これは、主に未払金の増加により、流動負債が増加したことなどによる。

また、「(5) 企業債に関連する経営状況について示す指標」5指標についても、変動がなかった1指標を除いて、4指標が好ましくない方向に動いている。これは、企業債の据置期間の終了による元金償還の開始、平成21年度の田主丸送水管整備事業に係る借入れによる利子支払の増加及び本年度は企業債の借入れをしなかったことなどの影響によるものである。

(2) 会計・決算事務に関する意見・講評

会計処理については、適正に執行されていたが、その一部や基本的な文書事務において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導にも努めることが望まれる。

ア 決算附属書類の記載誤りについて

口径別有収水量の集計誤りや許認可事項の確認漏れにより、決算附属書類の記載を誤ったものがあった。

イ 前年度に前借した企業債の記載について

前年度に起債前借として借り入れられた事業債については、原則、会計上は一時借入金として整理するところを、当初から企業債による借入高として処理され、全額決算処理も行われていたため、本借となった本年度は収入として計上されていない。そのため、決算附属書類において、本年度借入高は「0円」でありながら、企業債明細書では発行年月日を本年度中とする事業債が記載されるという、前年度の決算書及び同附属書類を併せ見なければ、内容の把握が難しい表示となっている。本年度の決算附属書類中に、その説明を注記することが、明瞭性の原則にもかなうと思われるので、検討し、是正されたい。

ウ 文書事務の適正化について

文書事務については、本年度においても、起案文書に文書番号を付していないものや、決裁日や施行日などが記載されていないもの、外部から受領した報告文書のうち文書收受の手続をしないままのものがあるなど、基本的な事務処理方法や手続が順守されていないものが見られた。これらは文書事務の基本にかかる事柄であり、今までも繰り返し指摘してきたところである。その重要性を認識し、組織全体の問題として一層の改善に向けて、取り組まれない。

(3) その他の意見・講評について

ア 田主丸地区の整備について

田主丸地区の給水事業については、当初、平成20年度から3か年での送水管整備事業を計画し、総延長16.7kmに対し、21年度末までに14.0kmの送水管を布設し、22年度には完了する予定であったが、産業団地整備が遅れていることもあり、事業を繰り越し、送水管整備の完了は23年度の見込みとなった。

本整備事業は、産業団地への送水のほか、一般市民向けの民生用給水事業及び簡易水道事業統合も予定されている。

巨額の先行投資を必要とするため、その取組にあたっては事業計画の精査を行うなど水道事業全体の経営圧迫を招かないよう必要な対策をいま一度十分に検討し、今後の事業展開を図られたい。

イ 北野地区における給水について

平成17年度の合併後も、北野地区については小郡市、大刀洗町とともに三井水道企業団の給水区域となっている。合併から6年が経過する中で、これまでも決算審査意見書において意見を述べてきたところであるが、水道事業統一の早急な実現が必要である。

当初は、「北野地区の三井水道企業団からの分離脱退・久留米市給水区域への編入」を軸に検討、協議が行われていた。しかしながら、三井水道企業団の経営状況及び中長期的財政推計を踏まえた検討の結果、新たな方向性も含めた協議が行われている模様である。

水需要が減少傾向にあり、料金収入の大幅な伸びが期待できず、今後の設備更新費用は将来にわたる負担として確実に現れてくることが予測されるなど、全国的に水道事業を取り巻く環境は厳しさを増し、長期的視点から経営体質の強化が求められているところである。企業局としても、現在はこれまでの検討や協議を踏まえ、北野地区統合後の久留米市水道事業の経営安定化は当然として、三井水道企業団を構成する小郡市、大刀洗町を含め、この地域全体の水道事業経営の安定化を確保する視点を持ってこの問題に取り組み、作業を進めているようである。

このような新たな方向性は、水道事業の将来を見据えた妥当なものであるとも考えられ、広域的な調整を要する課題ではあるが、年次目標を定めるとともに、様々な角度からの検証を行い、経営の安定と効率化に資する解決が図られることを期待したい。

ウ 水道未普及地域解消事業について

本市の水道普及率は、本年度末で92.8%と、前年度より0.2ポイント上昇したものの、全国平均の97.5%（平成21年度末現在）を下回っている。平成20年度に新たに給水区域とされた田主丸地区を除く、善導寺町及び大橋町に残る未普及地域の解消を図るため、平成21年度からの3か年計画で、これらの水道未普及地域解消事業（事業費約3億8,400万円）が実施されている。

当初計画における約400戸の未普及戸数のうち、本年度末までに193戸の給水が開始された。これは、未普及地域において、利用者の負担軽減と投資の効率性の向上を図るため、集落ごとの説明会や集中的整備が行われた効果であると考えられる。

なお、対象地域における水道普及の進展の事跡は、これからの水道普及事業の有用な基礎資料となり、今後の田主丸地区における民生用普及事業における参考資料にもなるものと思われるので、給水戸数のみならず、実際の使用水量などについても分析を行うことが求められる。

エ 耐震化対策について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、広範囲にわたる甚大な被害をもたらした。被災した地域におけるライフラインの寸断が市民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えることを目のあたりにし、水道事業者に求められる基幹的な水道施設の安全性や重要施設への給水の確保、被災した施設の速やかな復旧のための体制の確立など、社会基盤としての役割の重要性が改めて認識された。

平成20年に「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正が行われ、耐震性能の要件が明確化されるとともに、最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成25年度を目途に耐震化を実施することとされた。これを受けて、本市でも、平成21年度に水道施設等の耐震診断が行われ、浄水場の施設、配水池等、19施設の耐震補強工事が必要との結果が出されている。このうち、本年度は取水場の1施設の耐震補強工事が着手されたほか、耐震化基本計画策定業務が実施された。また、基幹管路については、配水本管の改良のための実施設計が行われるとともに、都市計画道路整備にあわせて耐震性のあるものへの更新工事を進めるなどの取組がなされている。

平成21年度末現在での本市及び全国の水道施設における耐震化の状況は、浄水施設の耐震化率0%（全国計16.8%）、配水池の耐震化率19.2%（同34.5%）、基幹管路の耐震適合率14.7%（同30.3%）となっている。浄水施設の耐震化は、施設の更新時に耐震化工事が行われることが多く、全国的にも基幹管路に比べて進んでいない状況である。本市においても、浄水施設を稼働させながら沈殿池やろ過池といった各施設ごとに耐震化工事を進めていく必要があるため、一気に耐震化を進めることは難しいと思われるが、その重要性にかんがみ、できるだけ早く水道施設の耐震安全性が確保されるよう、重点的取組事項として明確に位置付け、計画的に推進を図りたい。